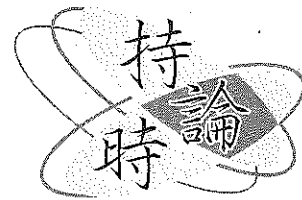


皆さんは、どんな目的で新聞をお読みでしょうか。多くは、世の中のさまざまな情報を得るためだと思います。これは、民主主義社会に必要な不可欠なことです。

昨年12月10日に「特定秘密の保護に関する法律」が施行されました。すでに政府は382の特定秘密を指定し、漏えいやアクセスを禁じています。具体的に何が秘密かは不明です。秘密指定期間を半永久化することも可能で、恣意(し)的な秘密指定を外部チェックできる仕組みもありません。政府に都合の悪い情報を「特定秘密」に指定し、外部からの取材など、アクセスをシャットアウトできるようにになりました。内部告発者を保護する制度があれば不正防止に一定の効果がありますが、それも設けられていません。

国民が特定秘密にアクセスした場合、これに応じて秘密を漏らした公務員は漏えい罪として処罰(最長で懲役10年)されますし、国民が教唆、せん動などの罪に問われる可能性もあります。しかも、従前の秘密漏えい防止の法規制とは大きく異なり、刑罰範囲がかなり広く、重罰化も進んでいます。メディア関係者も処罰対象から除外されておらず、取材を萎縮させる効果があります。

これでは自由な取材が抑制され、公正な報道がなされない危険があります。内部告発も困難で、



弁護士会 対策委員会  
特定秘密保護法  
プロジェクトチーム  
仙台 雄介

字部 雄介  
(31歳・仙台市青葉区)

秘密保護法廃止を

自由な取材と報道守る

行政内部の不正は表沙汰にならないでしょう。もし、政府に都合の悪い情報が隠されれば、国民は誤った情報を元に安心してしまったり、批判すべきことが批判できなくなったり、真実を知らされないまま政治的な判断を強いられるたりすることになります。そうしなければ、真に国民のための政治が行われなくなる危険があります。国民の幸せにつながる民主的な政治を行うには、政府の持つ情報ができるだけ公開され、国民が正しい情報を知り、自由に議論できることがぜひとも必要なのです。

もちろん、国家には一定の事項を一定期間秘密にする必要があるのも事実です。しかし、そもそも国家秘密が漏れて甚大な被害が発生し、漏えい者を厳罰に処さなければいけないような事件はほとんど発生していません。5年前、国家公務員法違反に問われた海上保安官による尖閣諸島沖の中国漁船衝突映像流出も起訴猶予となりました。処罰範囲を拡大し重罰化する必要性には疑問があります。

また、秘密にする場合であっても、情報公開や行政機関の説明責任とのバランス上、秘密とすべき情報を限定したり、違法不当な秘密指定がなされないようチェックしたり、是正したりする必要もあります。ところが、秘密保護法の第三者による監視制度は極めて不十分です。さらに、国会議員に対してさえ秘密にされるので、国会での討論が十分にできないといった問題もあります。

このように、秘密保護法は重大な問題をはらんでいて部分的修正では対処困難です。仙台弁護士会はじめ全国の弁護士会、日本弁護士連合会は秘密保護法に強く反対し廃止を求めています。(投稿)

常磐道の旅 現実を

も多いと聞なければ、い生活が戻らと思った。道路脇に整風景は、原ままならないるようだ

春に

高橋 紀 (秋田県) 春めいてきて、過ぎて、羽い日差しがなくなった。はつけ(フツ)を出してき、は雪が多く、雪になるか、月後半から、厳しい寒波が、この冬

帰還困難区域に入ると、荒れた田畑や、人けのない崩れた民家が目に入ってきた。震災と原発事故が重なり、着の身着のまま避難したことが想像された。住み慣れた故郷を追われ、離れ離れになった家族

声の交差



企業の景況感

景気の現状と先行きについてを記録。大企業を中心に高額の賃上げが相次いでいること

後、DI。製造業と非製造業、自動車・電機業界に輸出産の国内回帰の動き

加え、訪日外国人向けの販売で製品が多く売れたと、田安による為替